

企業立地促進条例 のご案内 (事業所の 建設・取得 編)

横浜市では、「横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例（企業立地促進条例）」を制定し、特定の地域において一定の条件（事業内容、投下資本額等）を満たす事業計画を実施する方に対して助成金の交付を行っています。

《企業立地促進条例の趣旨》

企業立地促進条例は、企業立地等促進特定地域など一定の地域において、助成金の交付又は市民税の特例措置を講ずることにより、企業立地等の促進を図り、併せて市民雇用とともに市内雇用の増大及び市内企業の事業機会の拡大を図ることにより、横浜市経済の活性化に寄与することを目的とした条例です。

事業計画が、当条例の規定する施設や投下資本額などの要件を満たし、かつ、雇用効果や市内経済への波及効果など横浜市経済の活性化に寄与すると認められた場合、当該事業計画の認定を受けて、助成金の交付を受けることができます。

対象期間：2024年4月1日 から 2028年3月31日 まで
(上記期間内に事業計画書を提出した方が対象となります。)

1 対象地域（市街化調整区域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域を除いた地域）

特定地域（「6 特定地域の範囲」参照）

- ①みなとみらい21地域 ②横浜駅周辺地域 ③関内周辺地域 ④新横浜都心地域 ⑤港北ニュータウン地域
- ⑥京浜臨海部地域 ⑦鶴見東部工業地域 ⑧鶴見西部・港北東部工業地域 ⑨臨海南部工業地域
- ⑩内陸南部工業地域 ⑪旭・瀬谷工業地域 ⑫港北中部工業地域 ⑬内陸北部工業地域

特定地域以外の市域

上記①～⑬までの地域以外の地域

2 支援内容

◆助成金（投下資本額に下記の助成率を乗じた額を交付します。）

投下資本額	支援内容（助成金）				
	地域	重点脱炭素	機能（※8）	上限額	助成率
【中小企業者】 1億円以上	①みなとみらい21地域	○	研究所	30億円	20%
		×	研究所、賃貸研究所、改修型賃貸研究所	20億円	10%
			本社等、特定集客施設	10億円	5 %
	③関内周辺地域	○	研究所	30億円	20%
		×	研究所、賃貸研究所、改修型賃貸研究所、 特定再生型賃貸業務ビル	20億円	10%
			本社等、特定集客施設	10億円	5 %
	④新横浜都心地域	○	研究所	30億円	20%
		×	研究所、賃貸研究所、改修型賃貸研究所、 特定再生型賃貸業務ビル	20億円	10%
			本社等	10億円	5 %
	②横浜駅周辺地域	—	研究所、賃貸研究所	20億円	10%
			本社等、特定集客施設	10億円	5 %
【大企業者】 30億円以上 (改修型賃貸研究 所は10億円以上)	⑤港北ニュータウン地域	—	研究所、賃貸研究所、工場（中小企業者）	20億円	10%
			本社等、先端技術工場	10億円	5 %
	⑥京浜臨海部地域、 ⑨臨海南部工業地域	○	研究所	30億円	20%
			先端技術工場	20億円	10%
		×	研究所、賃貸研究所、工場（中小企業者）		
			本社等、先端技術工場、賃貸工場	10億円	5 %
	⑦鶴見東部工業地域、 ⑧鶴見西部・港北東部工業地域、 ⑩内陸南部工業地域、 ⑪旭・瀬谷工業地域、 ⑫港北中部工業地域、 ⑬内陸北部工業地域	—	研究所、賃貸研究所、工場（中小企業者）	20億円	10%
			本社等、先端技術工場、賃貸工場	10億円	5 %
	特定地域以外の市域	—	研究所、賃貸研究所	20億円	10%
			工場（中小企業者）、先端技術工場	10億円	5 %

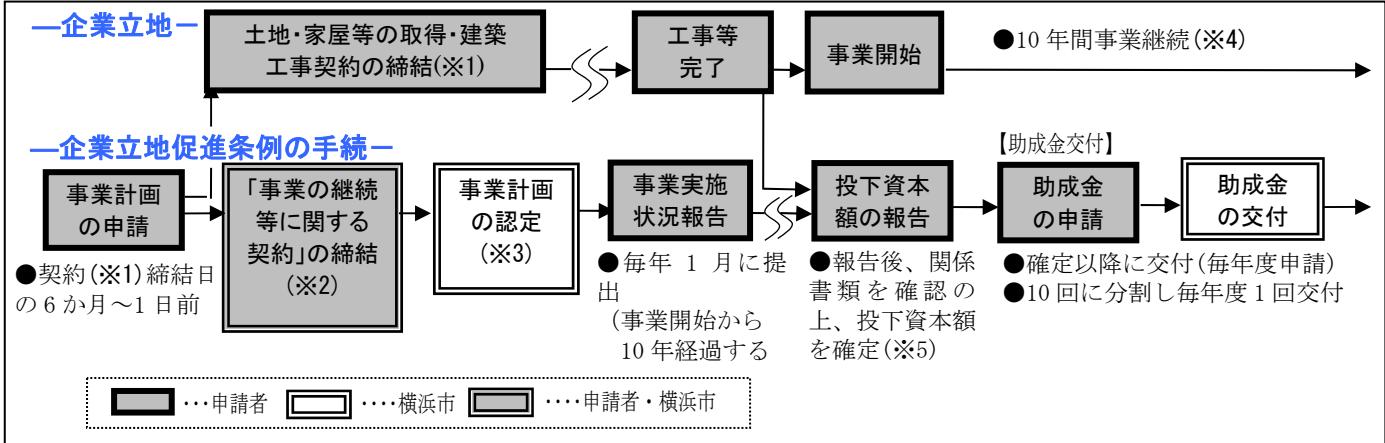
◇中小企業者：中小企業基本法に定める会社 大企業者：中小企業者以外の会社・特別目的会社・協同組合 等

◇先端技術工場：大企業者が設置する、研究所を併設し、当該研究所において行う研究開発の成果を反映する工場で、
要件を満たすもの

【市民雇用・市内発注助成】市民雇用の増や市内発注の実績に応じて、助成金が上乗せされます。

（詳細は「市民雇用・市内発注 編」のリーフレットをご覧ください。）

3 手続の流れ



(※1) 土地・家屋等の取得・建築（改修を含む）工事に係る **契約の1日前までに事業計画の申請が必要**です。

(※2) 認定を受けるには、「認定事業計画に基づく企業立地等に係る事業の継続等に関する契約」の締結が必要です。

(※3) 「事業の継続等に関する契約」を締結のうえ、事業実施による経済波及効果等を審査し、市経済の活性化に寄与するとして認められる場合に認定します。

(※4) 事業開始日から 10 年を経過する日までの間に、認定を受けた事業計画に基づく事業を廃止した場合等は、原則として、認定を取消し、助成金の返還を求めます。

(※5) 確定した投下資本額が認定要件（中小企業者 1 億円、大企業者 30 億円（改修型賃貸研究所の場合は 10 億円））を下回った場合は、助成金を交付しません。

4 対象となる投下資本額

当制度の認定対象となる投下資本額は、

事業所（①）を設置するための 固定資産（土地（民有地を除く）・家屋・償却資産）の取得に要する費用（②）です。

①「事業所」の対象範囲について

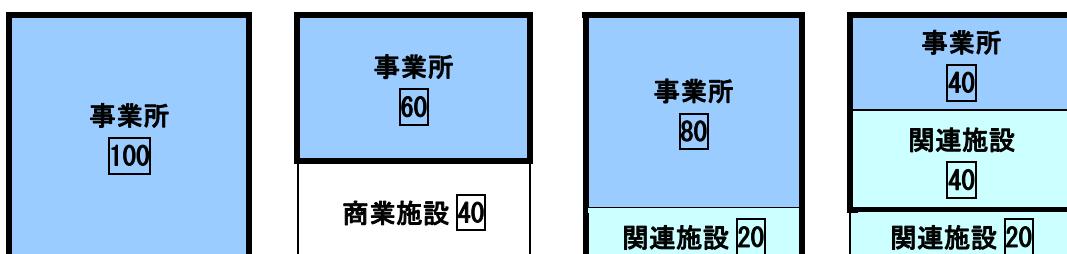
○「事業所」とは、申請する事業計画に基づいて設置する**本社等、研究所、工場、その他これらに類するものを**指します。商業施設や学校、研修所、物流施設などは、対象となりません。

（「事業所」に付随する倉庫やショールームなどは関連施設として対象とします。）

* 対象と対象外の用途が混在する施設については、次のように床面積で按分して、対象部分に対する投下資本額及び助成金額を算出します。

<対象範囲の考え方>

数字 ... 建物床面積の全体を 100 とした場合の割合
□ ... 支援対象部分



関連施設については、事業所と同じ床面積まで対象となります。↑

②「固定資産の取得に要する費用」について

固定資産とは、地方税法における土地、家屋及び償却資産をいい、固定資産の取得に要する費用は、**家屋・償却資産**については法人税法における建物及びその附属設備並びに機械及び装置の取得額に限られます。※「償却資産の対象範囲」をご覧ください

また、土地については対象となるのは、国および地方公共団体が所有するもの取得する場合に限ります。

<償却資産の対象範囲>

償却資産については、その種類（地方税法第383条に規定する償却資産の種類）が「構築物」又は「機械及び装置」に区分されるもののうち、下表に該当するものが対象となります。

※外構設備（門・塀、路面舗装、緑化設備等）、車両、工具、器具・備品等は対象になりません

種類	内容
構築物 (建物附属設備)	◇家屋の所有者又は賃借人等が施工した「家屋に付随する設備（建物附属設備）」のうち次に掲げるもの（門、塀、独立した外灯、路面舗装、緑化設備、立体駐車設備その他家屋と構造上一体でない構築物、又は広告塔その他家屋の効用を高めるものでない構築物を除く） 電気設備（受変電設備を含む。）、ガス設備、給水・排水設備、冷暖房設備及び生産事業（生産、加工、修理等）の工程上必要な設備（工場における動力用配線設備、製品の洗浄用・冷却用の給排水設備、加熱用のガス設備等）その他家屋に付随する設備
機械及び装置	◇製造設備、モーター、ポンプ類等の汎用機械類、その他各種産業用機械及び装置等、駐車場機械装置等（ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備を除く） ※ただし、⑥から⑬までの地域及び特定地域以外の市域において大企業者が取得する場合は、取得価額が1点10,000,000円以上のものに限る

<投下資本額から控除される（対象に含まれない）費用の例>

- ・消費税額及び地方消費税額
- ・国、他の地方公共団体等の補助金、奨励金その他これらに類するもの（以下「国等の補助金」といいます。）の交付の対象となった固定資産の取得に要する費用（国が交付するもののうち脱炭素社会の実現に資するものとして市長が定めるもの及び神奈川県が企業立地等の促進を目的として交付するものを除く）
(補助金、奨励金、その他これらに類するものには、委託料、負担金等も含みます。)
- ・国等の補助金のうち、脱炭素社会の実現に資するものとして市長が定めるものの交付対象となる固定資産が、企業立地等事業計画により取得する固定資産と同一である場合における、当該補助金等の額
- ・既に当条例による市税の特例措置又は助成金の交付の対象となった固定資産の取得に要する費用
- ・当条例の施行日（R6.4.1）以降において所有していたことのある固定資産の取得に要する費用
- ・同一企業グループ内の企業との間の取引により取得した土地又は家屋の取得に要する費用
- ・共有の固定資産の取得に要する費用 ※ただし、区分所有法の対象となる建物（専有部分と分離して処分を行わない共用部分を含む）及び区分所有法に基づき敷地利用権を設定した土地は対象
- ・申請日以前に契約した固定資産の取得又は改修に要する費用

※ 当条例の認定を受けた事業所又は施設に関係会社が入居する場合は、当該関係会社はテナント本社等の設置の場合の税軽減（法人市民税法人税割額）の対象なりません。

5 立地事例ごとの「支援対象」及び「主な要件」

■…支援対象部分

※市街化調整区域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域は、

支援対象外

※土地は、国又は地方公共団体の所有するものの取得以外は、支援対象外

みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域、新横浜都心地域、港北ニュータウン地域

事例	A 本社等・研究所・工場の設置	B 賃貸研究所の設置	C 改修型賃貸研究所の設置
支援対象			
主な要件	<p>■対象地域 上記5地域 ※「工場」は港北NT地域のみ</p>	<p>■対象地域 上記5地域 ■要件 床の積載荷重、天井高、EV 研究所用途での設備の設置構造の有無 ※床面積の1/2以上を、市外からの 新規進出企業又は市内事業者 のうち拡張する企業へ賃貸 する場合に限る</p>	<p>■対象地域 MM21、関内周辺、新横浜都心 ■要件 床の積載荷重、天井高、 研究所用途での設備の設置構造の有無 ※床面積の1/2以上を、市外からの 新規進出企業又は市内事業者 のうち拡張する企業へ賃貸する 場合に限る</p>
事例	D 特定集客施設の設置	E 事業所の設備（償却資産）の取得	F 特定再生型賃貸業務ビル
支援対象			
主な要件	<p>■対象地域 MM21、関内周辺、横浜駅周辺</p>	<p>■対象地域 上記5地域</p>	<p>■対象地域 関内周辺、新横浜都心 ■要件 ・新築の場合新築の場合 敷地面積：500m²以上 賃貸する床面積：1,500m²以上 ・増築・改修の場合 敷地面積：250m²以上 賃貸する床面積：750m²以上 ※床面積の1/2以上を、市外からの 新規進出企業又は市内事業者 のうち拡張する企業へ賃貸する 場合に限る</p>

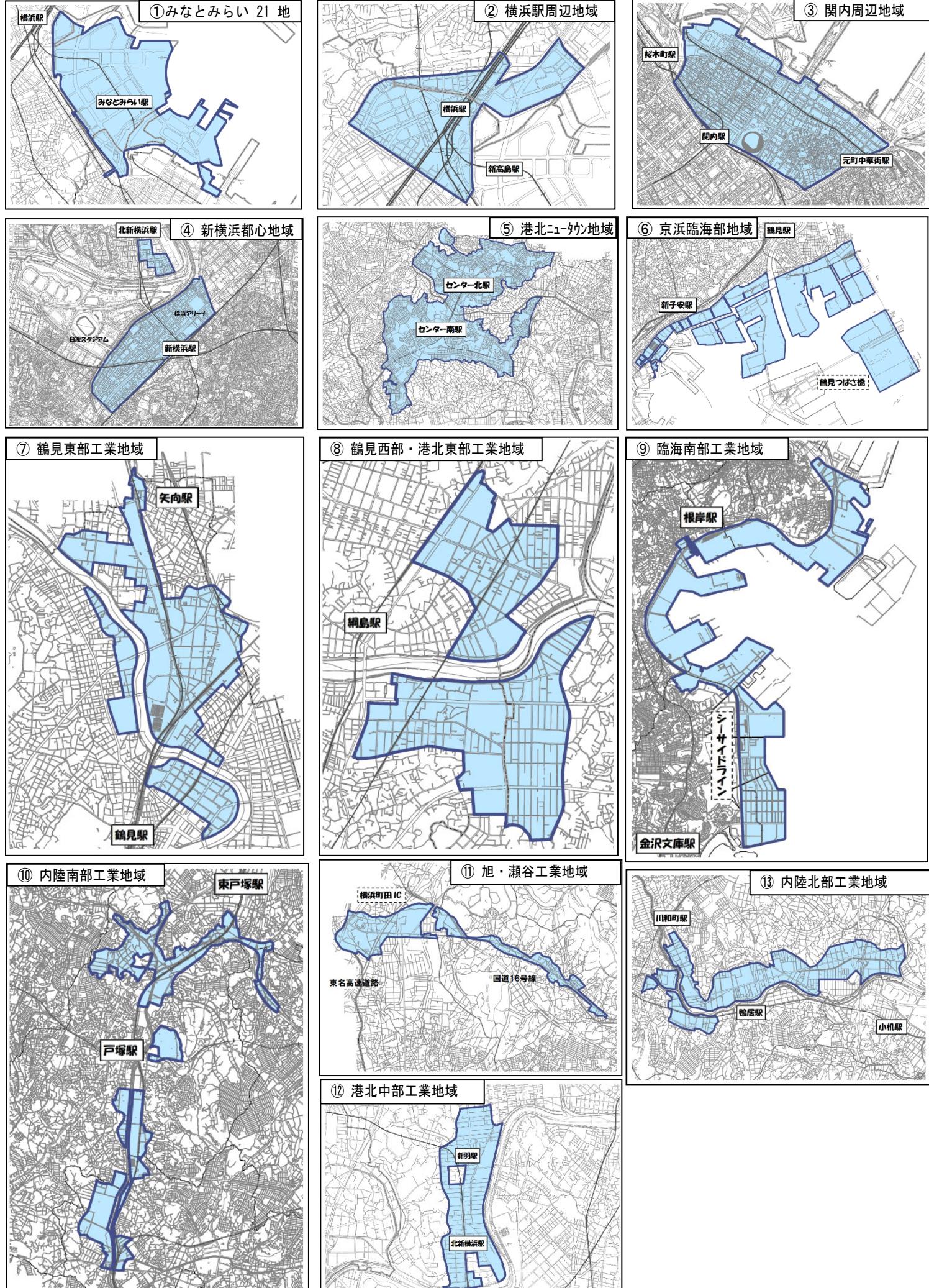
京浜臨海部地域、鶴見東部工業地域、鶴見西部・港北東部工業地域、臨海南部工業地域、
内陸南部工業地域、旭・瀬谷工業地域、港北中部工業地域、内陸北部工業地域

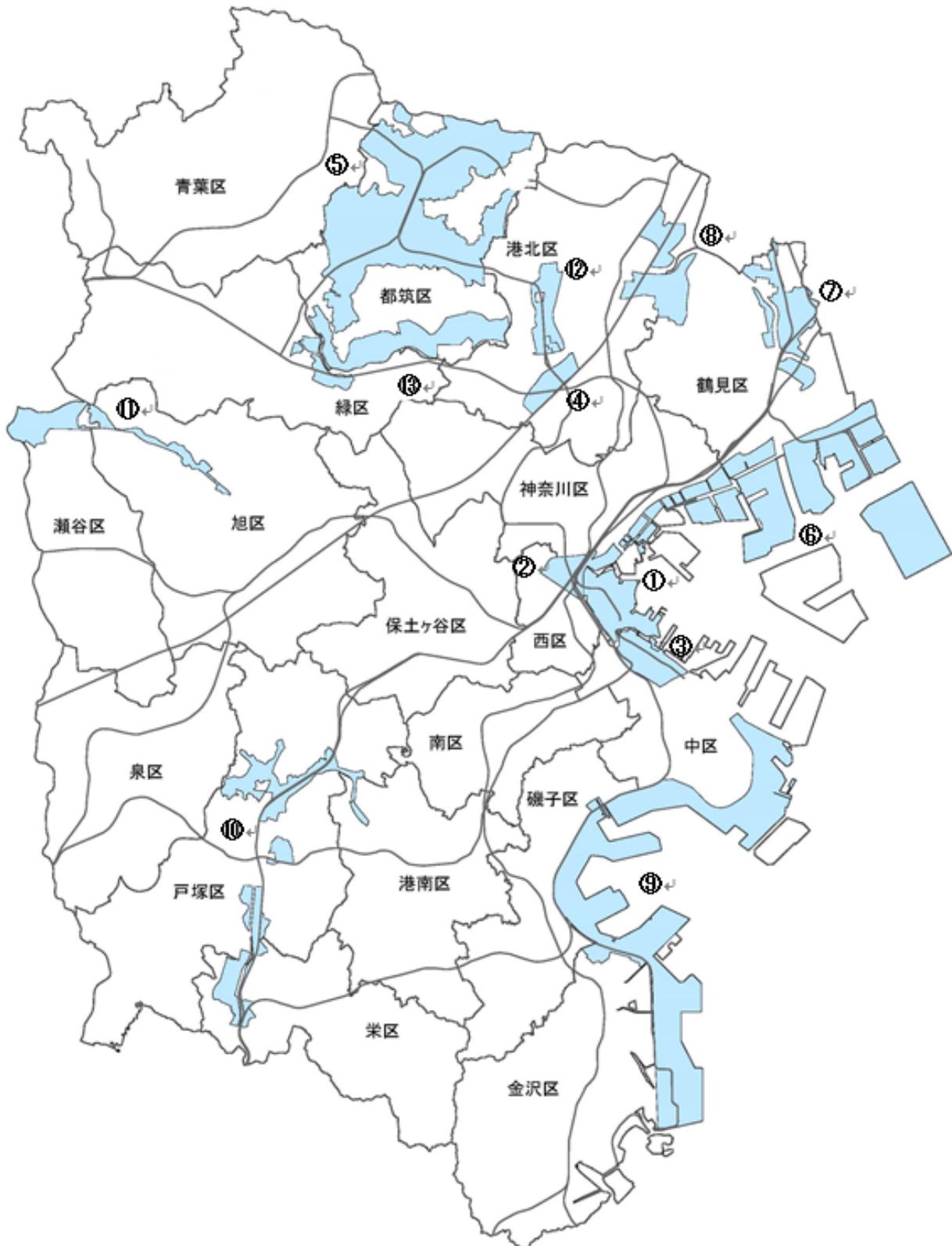
事例	G 本社等・研究所・工場の設置	H 事業所の設備（償却資産）の取得	I 賃貸研究所、賃貸工場の設置
支援対象	<p>家屋 ・新築 ・増築 ・取得 ・改修</p> <p>償却資産 ・新設 ・増設 ・更新</p>	<p>家屋 ・改修</p> <p>償却資産 ・新設 ・増設 ・更新</p>	<p>家屋 ・新築</p> <p>償却資産 ・新設</p>
主な要件	<p>■対象地域 上記 8 地域</p> <p>■対象事業者 【表 1】の事業を営む事業者 ※大企業者が設置する工場は先端技術工場のみ支援対象</p>	<p>■対象地域 上記 8 地域</p> <p>■対象事業者 【表 1】の事業を営む事業者</p>	<p>■対象地域 上記 8 地域</p> <p>■賃貸研究所の要件 床の積載荷重、天井高、E V 研究所用途での設備の設置構造の有無 ※床面積の 1/2 以上を、市外から の新規進出企業又は市内事業者 のうち拡張する企業へ賃 貸する場合に限る</p>

【表 1】
①環境・エネルギー又は健康・医療に関する分野
②自然科学研究に関する分野
③日本標準産業分類の製造業等

事例	J 研究所・工場の設置	K 賃貸研究所の設置
支援対象	<p>家屋 ・新築 ・増築 ・取得 ・改修</p> <p>償却資産 ・新設 ・増設 ・更新</p>	<p>家屋 ・新築</p> <p>償却資産 ・新設</p>
主な要件	<p>■対象事業者 【表 1】の事業を営む事業者 ※大企業者が設置する工場は先端技術工場のみ支援対象</p> <p>■先端技術工場の要件 ・市長が定める機能を有する ・工場の用途と研究所の用途が物理的に区分されている ・「専ら生産を行う部門」とその専従者及び 「専ら研究開発を行う部門」とその専従者を有する ・工場の床面積と研究所の床面積の合計に占める 工場の床面積、研究所の床面積が、それぞれ 10%以上</p>	<p>■要件 床の積載荷重、天井高、E V 研究所用途での設備の設置構造の有無 ※床面積の 1/2 以上を、市外から の新規進出企業又は市内事業者 のうち拡張する企業へ賃貸する 場合に限る</p>

6 特定地域の範囲





＜お問い合わせ先＞

横浜市 経済局 企業投資促進課 TEL : 045-671-2594

